

木城町告示第9号

平成27年第3回木城町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成27年4月28日

木城町長 半渡 英俊

- 1 期 日 平成27年5月1日（金）午前9時
 - 2 場 所 木城町議会議場
-

○開会日に応招した議員

眞鍋 博君	神田 直人君
中武 良雄君	黒木 泰三君
堀田 廣幸君	淵上 三月君
原 博君	山田 秋吉君
内田 重則君	後藤 和実君

○応招しなかった議員

平成27年 第3回(臨時)木城町議会会議録(第1日)

平成27年5月1日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成27年5月1日 午前9時00分開会

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

追加議事日程(第1号)の追加1

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 副議長の選挙

日程第5 常任委員の選任

日程第6 議会運営委員の選任

日程第7 特別委員会の設置及び付託

日程第8 宮崎県東児湯消防組合議会議員の選出

日程第9 高鍋・木城衛生組合議会議員の選挙

日程第10 西都児湯環境整備事務組合議会議員の選挙

日程第11 一ツ瀬川宮農飲雑用水広域水道企業団議会議員の選挙

日程第12 発委第2号 木城町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 町長あいさつ

日程第14 議案第37号 専決処分の承認を求めるについて(木城町税条例の一部を改正する条例)

日程第15 議案第38号 専決処分の承認を求めるについて(木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第16 議案第39号 専決処分の承認を求めるについて(平成26年度木城町一般会計補正予算 第8号)

日程第17 議案第40号 専決処分の承認を求めるについて(損害賠償の額を定めることについて)

日程第18 議案第41号 監査委員の選任について

日程第19 委員会付託の省略

- 日程第20 議案に対する質疑
- 日程第21 各委員会の閉会中の調査

本日の会議に付した事件

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 議長選挙

追加議事日程（第1号）の追加1

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 副議長の選挙
- 日程第5 常任委員の選任
- 日程第6 議会運営委員の選任
- 日程第7 特別委員会の設置及び付託
- 日程第8 宮崎県東児湯消防組合議会議員の選出
- 日程第9 高鍋・木城衛生組合議会議員の選挙
- 日程第10 西都児湯環境整備事務組合議会議員の選挙
- 日程第11 一ツ瀬川宮農飲雑用水広域水道企業団議会議員の選挙
- 日程第12 発委第2号 木城町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 町長あいさつ
- 日程第14 議案第37号 専決処分の承認を求めるについて（木城町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第15 議案第38号 専決処分の承認を求めるについて（木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第16 議案第39号 専決処分の承認を求めるについて（平成26年度木城町一般会計補正予算 第8号）
- 日程第17 議案第40号 専決処分の承認を求めるについて（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第18 議案第41号 監査委員の選任について
- 日程第19 委員会付託の省略
- 日程第20 議案に対する質疑
- 日程第21 各委員会の閉会中の調査

出席議員（10名）

1番 眞鍋 博君	2番 神田 直人君
3番 中武 良雄君	5番 黒木 泰三君
6番 堀田 廣幸君	7番 渕上 三月君
8番 原 博君	9番 山田 秋吉君
10番 内田 重則君	11番 後藤 和実君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 渕上 達也君	議事調査係長 廣瀬 孝一君
書記 稲田 宏美君	

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡 英俊君	副町長	横田 学君
教育長	中竹 聖子君	総務課長	中村 宏規君
財政課長	石井 雄二君	会計管理者	伊藤 章君
まちづくり推進課長	萩原 一也君	環境整備課長	河野 浩俊君
教育課長	中井 諒二君	税務課長	津江 邦彦君
福祉保健課長	小野 浩司君	町民課長	吉岡 信明君
産業振興課長	押川 道彦君		

午前8時57分開会

○事務局長（渕上 達也君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。

携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼。おはようございます。ご着席ください。

議会事務局長の渕上達也です。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会であります。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で、年長の議員が、臨時に議長の職務を行うことになっています。

黒木泰三議員が年長でありますので、ご紹介いたします。黒木泰三議員、議長席をお願いいたします。

○臨時議長（黒木 泰三） ただいま、紹介されました黒木泰三です。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

このたびの木城町議会議員選挙におきまして、お互い当選の榮譽を担って議席を得たところでございます。

初対面の方もおられるようですので、議員の皆様方の標柱番号1番から順に自席から自己紹介をお願いいたします。

○議員（1番 眞鍋 博君） 皆様、おはようございます。比木地区出身の眞鍋博と言います。

1番目でちょっと大変緊張しておりますけど、私は総合型地域スポーツクラブと言って「木城ドリームス」の事務局長をしております。

県内各地の体育の授業をコーディネーター、インストラクターと言って、体育の授業を補佐して回っております。これを生かして、木城町の子供たちが、5年後、10年後木城町に住みたいなど、で、現在住まわれている方たちには、木城に住んでよかったなと思えるようなまちづくりをしたいと思います。

木城の未来のために一生懸命頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議員（2番 神田 直人君） おはようございます。石河内出身の神田直人と言います。1年目でございますのでよろしくお願いいたしますと思います。よろしくお願いいたします。

○議員（3番 中武 良雄君） 3番、中之又生まれの在に生活しております、中武良雄と言います。よろしくお願いいたします。

私は、このたび町民の代表として選ばれました。選ばれたからには、皆さん方、諸議員の皆様方並びに職員の皆様方のいろんなご指導を仰ぎながら、1日も早く改革の一刀が達成できるような、議員になりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議員（6番 後藤 和実君） 一向瀬地区の出身の後藤和実です。よろしくお願いいたします。

○議員（7番 堀田 廣幸君） 出店北、堀田廣幸です。前回からこう1段上がると何か非常にベテランみたいな感じがします。態度はでかいですけど、まだ2期目です。よろしくお願いいたします。

○議員（8番 淵上 三月君） おはようございます。2期目となりました、淵上三月です。私は、私腹を肥やさず純粋に町民の皆様のためと木城町の発展のために、尽力してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議員（9番 原 博君） おはようございます。3期目になります田神出身の原です。行政と議会の活性化に向けて、必死で頑張ります。よろしくお願いいたします。

○議員（10番 山田 秋吉君） 高台から選出されました山田です。議員になって、今回で5期目に入るわけですが、いろいろ町民のことを思って一生懸命頑張っていきたいと思いますので、執行部の皆様のご指導をよろしくお願いいたしますと思います。山田です。よろしくお願いいたします。

○議員（11番 内田 重則君） おはようございます。内田重則でございます。過去の経験を生かしまして、精いっぱい努力いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（黒木 泰三） 最後になりましたけれども、川原から出ております黒木でございます。皆さんと一緒にやはり町民の意見を大切にして、それから、今、言われたように木城町に住みたいまちづくり、住みよいまちづくりを目指して一緒になって頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

続いて、執行部の皆様は町長から順にお願いをいたします。自己紹介をお願いいたします。

○町長（半渡 英俊君） おはようございます。さきの選挙で町長に当選をさせていただきました半渡英俊です。どうかよろしくお願いいたします。

○副町長（横田 学君） おはようございます。副町長の横田です。さきの町議会議員選挙で栄誉あるご当選をされました議員の皆様方に心からお喜びを申し上げます。おめでとうございます。半渡町長のもとに引き続き副町長を務めることになりました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（中村 宏規君） おはようございます。総務課長の中村です。課長歴が6年目、総務課長職は7カ月目になります。よろしくお願いいたします。

○産業振興課長（押川 道彦君） おはようございます。産業振興課長の押川です。本町の基幹産業であります農林業の振興に少しでも寄与できるように、頑張ってまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○財政課長（石井 雄二君） 財政課長の石井です。比木出身58歳。あと少しです。頑張りますのでよろしくお願いいたします。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） おはようございます。まちづくり推進課長の萩原です。もともとの出身は出店北でございます。現在は、中川原のほうに居住しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○環境整備課長（河野 浩俊君） おはようございます。環境整備課、課長の河野と言います。2年目となりました。現在は、中川原のほうに住んでおります。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長（中竹 聖子君） 教育長の中竹聖子です。議員の皆様と一緒に木城のために頑張ってまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育課長（中井 諒二君） おはようございます。教育課長の中井諒二と言います。在南生まれの現在も住んでいます、どうぞよろしくお願いいたします。

○町民課長（吉岡 信明君） 今日、初めて議場にまいりました、町民課長の吉岡です。町民課は、町民にわかりやすく丁寧な接客を目指していきたくと思います。よろしくお願いいたします。

○福祉保健課長（小野 浩司君） おはようございます。福祉保健課長の小野浩司と言います。昨年の11月からになります、出身は重木地区であります。福祉保健課は福祉保健課内に地域包括支援センターそれと保健センターにめばえ保育園と幅広く管轄しておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○会計管理者（伊藤 章君） おはようございます。会計課で会計管理者をさせていただいております伊藤章です。出身は川原です。ふるさと木城町が大好きです。これからもどうぞよろしくお願いいたします。

○税務課長（津江 邦彦君） おはようございます。税務課長の津江と申します。税務課では、課税部門では法令にのっとりまして適正な課税を試みたいと思います。また、徴収部門では納期を守って毎回きちんと納めておられる納税者の方の声を背にして、時には滞納処分を辞さない覚悟で頑張りたいと思っております。以上です。

○臨時議長（黒木 泰三） 大変ありがとうございました。

それでは、ただいまから平成27年第3回木城町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付した議事日程第1号のとおりであります。

これからしばらくは、議会の構成等に係る議事を進めますので、執行部の皆様は一部事務組合議会議員の選挙が終了するまで退場をお願いいたします。入場いただくときは、改めてご案内をいたします。よろしくお願いいたします。

ここで、しばらく休憩をいたします。

午前9時08分休憩

午前9時09分再開

○臨時議長（黒木 泰三） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1. 仮議席の指定

○臨時議長（黒木 泰三） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

日程第2. 議長の選挙

○臨時議長（黒木 泰三） 日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選いたしたいと思っております。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思っております。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（黒木 泰三） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

議長に、後藤和実君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました後藤和実君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました後藤和実君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました後藤和実君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。

議長に当選されました後藤和実君をご紹介します。登壇の上、ご挨拶をお願いいたします。

○議員（6番 後藤 和実君） ご挨拶をいたします。

皆様には、ご推挙を賜りまして、まことにありがとうございます。私は、ただ、重責で身が引き締まる思いがしております。これから10人一丸となって、心を1つにしてさまざまな課題を取り組めるよう努めてまいりたいと思っております。どうか、皆様方のご支援、またご協力をよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○臨時議長（黒木 泰三） 挨拶が終わりました。

承諾されたものと認めます。

以上で、臨時議長の職務は全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

後藤和実議長は議長席にお着き願います。

ここでしばらく休憩いたします。

午前9時13分休憩

午前9時14分再開

○議長（後藤 和実） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これからの議事日程については、追加議事日程第1号の追加1として、あらかじめお手元に配付しましたとおりであります。

お諮りいたします。追加議事日程第1号の追加1については、本案のとおりいたすところにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。したがって、追加議事日程第1号の追加1は、本案のとおり決定いたしました。

日程第1. 議席の指定

○議長（後藤 和実） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、1番、眞鍋博君、2番、神田直人君、3番、中武良雄君、5番、黒木泰三君、6番、堀田廣幸君、7番、淵上三月君、8番、原博君、9番、山田秋吉君、10番、内田重則君、11番、私、後藤和実、以上のとおり指定いたします。

それぞれ変更いたしますので、それぞれの議席に移動をお願いします。

移動のため、しばらく休憩いたします。

午前9時15分休憩

午前9時16分再開

○議長（後藤 和実） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2. 会議録署名議員の指名

○議長（後藤 和実） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により、1番、眞鍋博君、2番、神田直人君を指名いたします。

日程第3. 会期の決定

○議長（後藤 和実） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日5月1日の1日間といたしたいと思ひます。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日5月1日の1日間に決定いたしました。

日程第4. 副議長の選挙

○議長（後藤 和実） 日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項に規定によって、指名推選にいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に山田秋吉君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました山田秋吉君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました山田秋吉君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました山田秋吉君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。

副議長に当選されました山田秋吉君をご紹介します。登壇の上、ご挨拶をお願いいたします。9番。

○議員（9番 山田 秋吉君） 今、副議長ということで議長推選をいただきました。力不足とは思ひますが、議長の補佐役として、一生懸命頑張りたいと思ひますので、皆様のご協力よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（後藤 和実） 挨拶が終わりました。

承諾されたものと認めます。

日程第5. 常任委員の選任

○議長（後藤 和実） 日程第5、常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員の選任については、委員会条例第6条第2項の規定により、総務常任委員に堀田廣幸君、眞鍋博君、内田重則君、中武良雄君、私、後藤和実の5名を、産業建設常任委員に淵上三月君、原博君、黒木泰三君、神田直人君、山田秋吉君の5名をそれぞれ指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

ここで、委員会条例第7条の規定により、各常任委員会において委員長及び副委員長を互選していただきますので、しばらく休憩といたします。

午前9時21分休憩

午前9時21分再開

○議長（後藤 和実） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。

総務常任委員会委員長に、堀田廣幸君、副委員長に眞鍋博君、産業建設常任委員会委員長に、淵上三月君、副委員長に、原博君が互選されました。

日程第6. 議会運営委員の選任

○議長（後藤 和実） 日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第2項の規定により、原博君、黒木泰三君、堀田廣幸君、淵上三月君、眞鍋博君の5名を指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

ここで、委員会条例第7条の規定により、議会運営委員会において委員長及び副委員長を互選していただきますので、しばらく休憩といたします。

午前9時23分休憩

午前9時24分再開

○議長（後藤 和実） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。

委員長に原博君、副委員長に黒木泰三君が互選されました。

日程第7. 特別委員会の設置及び付託

○議長（後藤 和実） 日程第7、特別委員会の設置及び付託を議題といたします。

お諮りいたします。委員会条例第5条の規定によって、議会広報編集に関する調査については、4人の委員で構成する議会広報編集特別委員会を設置し、これに付託して、調査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。したがって、議会広報編集に関する調査については、4人の委員で構成する議会広報編集特別委員会を設置し、これに付託して、調査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました議会広報編集特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第2項の規定により、山田秋吉君、内田重則君、中武良雄君、神田直人君の4名を指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました諸君を議会広報編集特別委員に選任することに決定いたしました。

ここで、委員会条例第7条の規定により、議会広報編集特別委員会において委員長及び副委員長を互選していただきますので、ここでしばらく休憩といたします。

午前9時26分休憩

午前9時26分再開

○議長（後藤 和実） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会広報編集特別委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。

委員長に山田秋吉君、副委員長に中武良雄君が互選されました。

日程第 8. 宮崎県東児湯消防組合議会議員の選出

○議長（後藤 和実） 日程第 8、宮崎県東児湯消防組合議会議員の選出を行います。

宮崎県東児湯消防組合議会議員については、組合規約第 5 条の規定により、関係町の議会の議長及び関係町の議会において選出した議員 1 名となっております。したがって、本町議会からは、議長のほかに 1 名を選出することになります。

お諮りいたします。選出の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。したがって、選出の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

宮崎県東児湯消防組合議会議員に堀田廣幸君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました堀田廣幸君を宮崎県東児湯消防組合議会議員に選出することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。したがって、宮崎県東児湯消防組合議会議員には、議長のほかに堀田廣幸君を選出することに決定いたしました。

ただいま宮崎県東児湯消防組合議会議員に選出されました堀田廣幸君が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定による当選の告知をいたします。

承諾されたものと認めます。

日程第 9. 高鍋・木城衛生組合議会議員の選挙

○議長（後藤 和実） 日程第 9、高鍋・木城衛生組合議会議員の選挙を行います。

高鍋・木城衛生組合議会議員については、組合規約第 5 条及び第 6 条の規定により、関係町の議会において議員の中から 3 名を選挙することになっております。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

高鍋・木城衛生組合議会議員に、山田秋吉君、堀田廣幸君、内田重則君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました、山田秋吉君、堀田廣幸君、内田重則君を高鍋・木城衛生組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました、山田秋吉君、堀田廣幸君、内田重則君が高鍋・木城衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま高鍋・木城衛生組合議会議員に当選されました、山田秋吉君、堀田廣幸君、内田重則君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。

承諾されたものと認めます。

日程第10. 西都児湯環境整備事務組合議会議員の選挙

○議長（後藤 和実） 日程第10、西都児湯環境整備事務組合議会議員の選挙を行います。

西都児湯環境整備事務組合議会議員については、組合規約第5条の規定により、関係市町村の議会において議員の中から2名を選挙することになっております。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

西都児湯環境整備事務組合議会議員に、堀田廣幸君と私、後藤和実を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました堀田廣幸君と私、後藤和実を西都児湯環境整備事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました堀田廣幸君と私、後藤和実が西都児湯環境整備事務組合議会議員に当選されました。

ただいま西都児湯環境整備事務組合議会議員に当選されました堀田廣幸君と私、後藤和実が議場におりますので、会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。

承諾されたものと認めます。

日程第11. 一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員の選挙

○議長（後藤 和実） 日程第11、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員の選挙を行います。

一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員については、企業団規約第7条の規定により、関係町の議会においての議員のうちから1名を選挙する及び関係町の長または副町長のうちから1名を選挙するとなっております。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員に、私、後藤和実及び町長の半渡英俊君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました、私、後藤和実、町長の半渡英俊君を一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました、私、後

藤和実、町長の半渡英俊君が一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま指名しました、後藤和実が一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員に当選いたしました。よって会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をします。

承諾させていただきます。

ここで、議会運営委員長より委員会開催の申し出があります。また、執行部の入場を求めますので、しばらく休憩といたします。

議会運営委員会の委員は委員会室へ移動をお願いいたします。

なお、10時より再開することにいたします。

午前9時40分休憩

午前9時55分再開

○議長（後藤 和実） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の皆様には大変お待たせをいたしました。

先ほどの議長選挙によりまして新しく議長になりました後藤和実です。執行部の皆様にご挨拶を申し上げます。

このたび、議員の皆様のご推挙をいただき、議長の大役を担うことになりました。どうか、よろしくをお願いいたします。

今、議会に対する厳しい指摘がありますが、真摯に受けとめ、見直すとともに、議会議員に与えられた権限をしっかりと果たし、町民の皆様に見える議会議員を目指して取り組んでいきたいと思っております。執行部におかれましても、二元代表制の原理に基づき議会、執行部が、それぞれが共通の目的とする住民の福祉に向け、それぞれ審議を尽くしてその目的が達成されますよう、ご協力をお願いいたします。以上で、ご挨拶を終わります。

新しい議会構成は、お手元に配付いたしました議会構成表のとおりです。

なお、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員の選挙において、町長または副町長のうちから選挙する1名については、半渡英俊町長が当選されましたので、ここで告知いたします。

承認されたものと認めます。

日程第12. 発委第2号

○議長（後藤 和実） 本日の議事日程は、日程の追加がありましたので、本日開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議会の構成に係る事案ですので、ここで、日程第12、木城町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

発委第2号については、朗読を省略し、提出者議会運営委員会委員長、原博君の趣旨説明を登壇の上、求めます。8番。

○議員（8番 原 博君） 木城町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての趣旨説明を行います。

本案は、常任委員会の所管する課の構成について均衡を図り、適切かつ慎重に審議を行うために、総務常任委員会の所管する教育課を産業建設常任委員会で所管することとし、産業建設常任委員会の名称を産業文教常任委員会と改めることに伴い、木城町議会委員会条例の関係部分を改正するために提案するものであります。審議の上、可決していただくようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

○議長（後藤 和実） 提出者の趣旨説明がありました。

これより、質疑に入ります。発委第2号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

これより、発委第2号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

発委2号の可決により議会構成が変わりましたので、ここでしばらく休憩をいたします。

午前10時00分休憩

午前10時01分再開

○議長（後藤 和実） 休憩前に引き続き会議を開きます。

新しい議会構成は、お手元に配付いたしました議会構成表のとおりです。

日程第13. 町長あいさつ

○議長（後藤 和実） 日程第13、町長あいさつを行います。

先に行われました町長選挙後、最初の議会になりますので、ここで町長よりご挨拶をいただきたいと思います。町長。

○町長（半渡 英俊君） ご挨拶を申し上げます。4月26日に行われました統一地方選挙におきまして木城町議会議員にご当選をされました皆様方に、衷心よりお祝いとお喜びを申し上げます。今後、木城町の発展と町民の福利の向上に特段のご指導とご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

また、私ごとではありますが、同じく4月26日に行われました選挙におきまして当選を果たすことができました。木城のまちづくり、町民の幸せづくりを先頭に立って全力投球で取り組む覚悟でございます。議員皆様のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げ、ご挨拶といたします。よろしく願いいたします。

○議長（後藤 和実） 町長のご挨拶が終わりました。

日程第14. 議案第37号

日程第15. 議案第38号

日程第16. 議案第39号

日程第17. 議案第40号

日程第18. 議案第41号

○議長（後藤 和実） それでは、これより議案上程を行います。

提出されました日程第14、議案第37号から日程第18、議案第41号に至る議案について朗読は省略し、町長から一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 提案理由を申し上げます。

その前に、平成27年第3回木城町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用の中にご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

ただいま上程をいただきました議案第37号から議案第41号に至る5議案について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第37号は、専決処分の承認を求めるについてであります。

これは、木城町税条例の一部を改正する条例であります。地方税法の一部が改正され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部改正が必要となりましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年3月31日に専決処分しましたので、同条例第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

なお、主な改正点は、1つに個人住民税における住宅ローン控除の延長、法人町民税の均等割の税率区分の見直し。固定資産税の空き家に対する土地の特例措置適用除外によるもの。

2つ目、町たばこ税の旧3級品の税率廃止。軽自動車税のグリーン化特例の新設。二輪車、農

耕用等の引き上げ1年延期などを改正するものであります。

次に、議案第38号は、専決処分の承認を求めるについてであります。

これは、木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。地方税法の一部が改正され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部改正が必要となりましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

主な改正点は、国民健康保険税の課税限度額の見直し。低所得者に対する軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得の拡充を講ずるものであります。

次に、第39号は、専決処分の承認を求めるについてであります。

先決処分の承認を求めるのは、平成26年度木城町一般会計補正予算（第8号）についてであります。

議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算（第8号）は、予算の総額から歳入歳出それぞれ3,055万1,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ42億4,481万5,000円にするものであります。

歳入の主なものは、地方交付税3,796万6,000円、財産収入2,193万3,000円、県支出金減額2,455万4,000円、基金繰入金減額8,600万円等であります。

歳出の主なものは、総務費8,036万5,000円、民生費減額3,870万1,000円、土木費減額5,560万6,000円、予備費6,691万6,000円等であります。

次に、議案第40号は、専決処分の承認を求めるについてであります。

先決処分の承認を求めるのは、自動車事故の損害賠償の額を定めることについてであります。

事故の概要は、平成26年12月25日午前10時57分頃、木城町大字椎木1771番地1先の交差点で、本町の公用車が右折しようとした際、後方から直進をしてきました車が追い抜こうとしたため、本町公用車の右前部と接触したものであります。

本町が支払います損害賠償額は、22,793円で、全国町村会総合賠償保険の査定により、全額保険で賄うことで示談が成立したため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年3月28日に専決処分をいたしましたので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

次に、議案第41号は監査委員の選任についてであります。

議員のうちから選任しておりました神野源生委員が、平成27年4月30日をもって、議員の

任期を満了したため、新たに内田重則氏を選任いたしたく、地方自治法第196条の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上で、提案理由を終わらせていただきますが、ご審議いただき、議決くださるようお願い申し上げます。

○議長（後藤 和実） 町長の提案理由の説明が終わりました。

日程第19. 委員会付託の省略

○議長（後藤 和実） 日程第19、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第37号から議案第41号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議がないものと認めます。したがって、議案第37号から議案第41号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第20. 議案に対する質疑

○議長（後藤 和実） 日程第20、議案に対する質疑を行います。

これより、提案されました議案第37号から議案第41号に至る議案に対し、1議案ごとの質疑を行います。なお、議案第41号については審議の関係上、議案第37号から議案第40号に至る議案に対する質疑・討論・採決を行った後に質疑を行うものといたします。

まず、議案第37号専決処分の承認を求めるについて（木城町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

議案第37号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第38号専決処分の承認を求めるについて（木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

議案第38号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第39号専決処分の承認を求めるについて（平成26年度木城町一般会計補正予算第8号）を議題といたします。

議案第39号に対する質疑はありませんか。6番。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 6番。53ページになります。土木費の住宅費、住宅用購入費として減額の3,363万6,000円、九電事務所跡地の町営住宅用土地としての購入ですけれども、補正予算の計上から、そう日数がたっておりません。ごく短い間の期間に、私たちが受けている説明は、地権者の一部から売却についての承諾が得られなかったという理由説明で、減額をさせていただきますと言う、ただそれだけの説明しかありませんでした。

当然、これ、私たちとしては、いわゆる売却予定者地権者の承諾は得てあり、売買の契約は既に成立しているものということでもって補正に賛同いたしました。ところが、すぐさまこういう形になりました。これの途中経過、詳しい途中経過についての説明をお願いします。

もう1点は、なぜこの専決処分なのか、6月の補正で補正減額でも、十分間に合うのではないかという考えがしますが、なぜ、ここで専決処分での減額補正に至ったのか、その2点をお伺いいたします。

○議長（後藤 和実） 環境整備課長。

○環境整備課長（河野 浩俊君） 環境整備課長。ただいまのご質問についてですが、途中経過に入る前に、用地交渉につきましては、一般的な用地交渉の流れなんですけれども、予算議決がない限りには、事前には動かないようにしております。

ある程度の情報は得ておりますけれども、単価面で価格が余り具体的な数字が出せませんし、そういったこともありますし、今回の場合については、町に買い上げてほしい旨の事前情報がありましたので、そういったことで、地権者との用地交渉に臨んだところでございます。

具体的には、用地交渉に入る前に税関係の税の控除についての協議関係を税務署としておりまして、そういった手続を踏まえた上で、用地交渉に入りまして、具体的には12月の議会の補正予算で今回の予算をいただいているとこなんですけど、それから、税関係の協議に入りまして、具体的に税務署との協議が終わったのが1月の末ぐらいになりますので、その後2月から交渉をしております。7回ほど交渉を行っておるところでございます。

結果的には、地権者の中に、どうしても子供に財産を残したいので、売りにたくないという申し出がございましたので、それで、その後も再三交渉続けたわけなんですけども、了解が得られず断念をしたというなことでございます。

経過については、以上ですが、もう1点のその6月補正というお話がございましたが、この予算につきましては26年度予算で、計上しておりますので、26年度中に整理する必要がございます。3月の専決以外に落とす手だてがなかったということでございます。ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 6番。

○議員（6番 堀田 廣幸君） その用地購入については、相手方の承諾なしに予算を計上する、これ、ある程度の売却するかどうかの意思確認はするでしょう。何にも言わんと木城町が予算上げて、それからの交渉とそういう公金の扱いというのはそういうものですか。ある程度の売るか売らないかの意思確認はされてると、そん中で確実に売っていただけるということで、予算を計上されたと思うんですけども、課長の答弁にあった予算を計上してからその交渉に当たるといふには、私には聞こえたんですけども、全部そのようなやり方でしょうか。

○議長（後藤 和実） 環境整備課長。

○環境整備課長（河野 浩俊君） ちょっと言葉が足りなかったんですけども、ご存じのとおり、この土地につきましては、九電の跡地ということで、事前の下話と言うか、九電と地権者それと町とをまじえた話を、当時の企画課等で話をされておりました、その話の中では、具体的な話になりますと、おやじさんの代と言うか、おやじさんの代である程度話が決まっておったと。当然26年中にも何回か話があったようでございますが、結果的には、価格とか具体的な話はしておりませんで、町に買ってほしいと言った旨の意思表示はあったと。ただ、実際に価格を提示して、息子と話してくれというなことに話が変わってきたというところが実態でございます。

以上です。

○議長（後藤 和実） ほかに質問はありませんか。9番。

○議員（9番 山田 秋吉君） 9番。町長の挨拶の中にありましたが、28ページの財産売り払い収入ですが、これについての内訳をお願いしたいと思うんですが。

○議長（後藤 和実） 産業振興課長。

○産業振興課長（押川 道彦君） 産業振興課長。ただいまご質問がありました不動産売買の売り払い収入でございますが、内訳につきましては、国有部分林関係の立ち木の売り払いの収入関係、それから町有林のシイタケ原木等の売り払い代金、それから町有地関係の支障木の下払い等の代金等でございます。

以上です。

○議長（後藤 和実） ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第40号専決処分承認を求めるについて（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

議案第40号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第37号から議案第40号に対する質疑は終わります。

これより、議案第37号から議案第40号について議案番号順に従い、討論・採決を行います。
なお、採決は起立によることといたします。

まず、議案第37号先決処分の承認を求めるについて（木城町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので採決に入ります。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。したがって、本案は承認することに決定いたしました。

次に、議案第38号先決処分の承認を求めるについて（木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので採決に入ります。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。したがって、本案は承認することに決定いたしました。

次に、議案第39号専決処分の承認を求めるについて（平成26年度木城町一般会計補正予算第8号）を議題といたします。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので採決に入ります。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。したがって、本案は承認することに決定いたしました。

次に、議案第40号専決処分の承認を求めるについて（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので採決に入ります。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。したがって、本案は承認することに決定いたしました。

次に、議案第41号監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、内田重則君の退場を求めます。

〔10番 内田 重則君 退場〕

○議長（後藤 和実） これより質疑に入ります。

議案第41号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

これより、議案第41号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので採決に入ります。

なお、採決は起立によることといたします。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。したがって、本案は同意することに決定いたしました。

内田重則君の着席を求めます。

〔10番 内田 重則君 着席〕

○議長（後藤 和実） ただいま、監査委員に選任されました内田重則君が議場におられますので、同意されたことを告知いたします。

日程第21. 各委員会の閉会中の調査

○議長（後藤 和実） 日程第21、各委員会の閉会中の調査を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、議会運営委員会から議会の運営に関する事項、議会の会議規則・委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問する事項及び次期定例会・臨時会に係る事項について、各常任委員長から所管事務の調査について、議会広報編集特別委員長から特定の事件の調査について閉会中の調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長、各常任委員長、議会広報編集特別委員長から申し出のとおり、閉会中の調査を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長、各常任委員長、議会広報特別編集委員長から申し出のとおり、閉会中の調査を認めることに決定いたしました。

○議長（後藤 和実） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これで、平成27年第3回木城町議会臨時会を閉会いたします。

議員の皆様は控え室のほうにお願いいたします。

○事務局長（渕上 達也君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前10時31分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員